

職務発明制度については、職務発明に関する取り決めすら整備していない企業が、一定程度、存在する(特に中小企業)。

<アンケート 知財研調査報告書p155> 「貴社には、職務発明に関する取決め^{*}はありますか。」

※ 従業者から使用者への職務発明に係る権利の承継や報奨金の額についてのルール等が記載されたもの。就業規則、個別契約、労働協約その他社内の規程など、職務発明に関するあらゆる約束・ルールを含む。

| | 件数 | 割合 | 大企業 | 中小企業(大企業の子会社) | 中小企業 | 記載無 |
|----------|------|-------|-----|---------------|-----------|-----|
| 1 取決めが有る | 986 | 91.6% | 613 | 126 | 224 | 23 |
| 2 取決めがない | 90 | 8.4% | 6 | 9 | 72 | 3 |
| 回答者数 | 1076 | 100% | 619 | 135 | 296 | 26 |

(第3回特許制度小委員会 和田・萩原・鈴木・矢野委員提出資料抜粋)

原始法人帰属となった場合、**報奨金原資を現行より減額すると答えた企業は、全体の27%**を占めるというアンケート結果もあり、十分なインセンティブ施策が確保されない可能性を無視できない。

<制度改正時の原資について>

| 回答 | 回答数 | 比率 |
|-----------------|-----|------------|
| A. 現行の原資より増額する。 | 2 | 4% |
| B. 現行の原資と同等とする。 | 36 | 69% |
| C. 現行の原資より減額する。 | 14 | 27% |

(「職務発明に関するアンケート結果」知財管理Vo.64(2014年)より抜粋)